

新型コロナウイルス感染症対応正社員緊急雇用対策給付費 募集要領（令和3年度 期限延長（R3.11.30）版）

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により内定取り消しを受けた方、離職を余儀なくされた求職者の方や、出産後、職場復帰を目指しているが就職に結びつかない方を正規雇用した事業主の皆様へ給付を行い、地域における雇用の維持を支援します。

1 求職者等の定義

本給付費の支給要件となる「対象者」は、以下の(1)~(3)までのいずれかに該当し、かつ、以下のア~エのいずれにも該当する人で、雇入れの日から継続して市内に住所を有する方とします。

【以下の(1)~(3)のいずれかに該当】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月1日から令和3年10月31日までの間の採用内定について、令和2年4月1日から令和3年10月31日までの間に取り消された人。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月1日から令和3年10月31日までの間に離職した人。
- (3) 出産により離職し、離職日から6ヶ月以上かつ10年以内の期間において正規雇用されていない人。

【以下のア~エのいずれも該当】

- ア 雇入れ事業主との関係において、雇入日の前日から過去1年間に、雇用、請負、委任、出向、派遣、請負の関係により当該雇入れ事業主において就労したことがない人。
- イ 雇入日の前日から過去1年間に、雇入れ事業主の事業所において、通算して3か月を越えて訓練・実習等を受講したことがない人。
- ウ 雇入日の前日から過去1年間に、雇入れ事業主の事業所で職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けたことがない人。
- エ 対象者が、雇入れ事業主の事業所の代表者又は取締役の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族）でない人。

2 支給対象事業主（いずれにも該当する者）

本給付費の支給対象となる事業主は、市内に居住する個人事業主又は市内に事業所を有する法人のうち、次の各号のいずれにも該当する事業主とします。

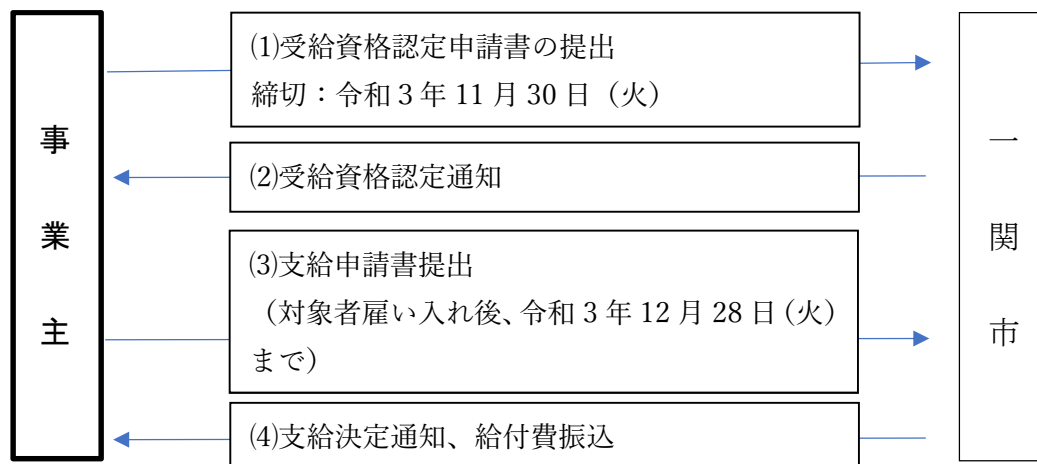
- (1) 対象者を雇用期間の定めのない労働者として、令和3年3月1日から令和3年11月30日までの間に、新たに雇入れた事業主であること。
- (2) 対象者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適切に整備し、保管している事業主であること。
- (3) 対象者の1週間の所定労働時間が30時間以上であり、かつ、社会保険（雇用保険、厚生年金保険、健康保険等）に加入していること。
- (4) 対象者の労働に対する賃金を、支払期日までに支払っている事業主であること（時間外手当、

- 休日出勤手当など基本給のほか、手当等を含み支払っていること)。
- (5) 対象者に関し、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出を行い、かつ、同法第 9 条第 1 項に定める確認を受けた事業主であること。
 - (6) 本給付金の受給資格認定申請書の提出日の 1 年前から、対象者の雇入日までに、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合による解雇（勸奨退職又は事業縮小若しくは賃金大幅低下等の正当な理由による自己都合退職等を含む。）又は雇止めをしていない事業主であること。
 - (7) 本給付金の受給資格認定申請書の提出日の 1 年前から、対象者の雇入日までに、当該雇入れに係る事業所で内定取消をしていない事業主であること。
 - (8) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去 3 年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとする。）をした事業主でないこと。
 - (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が、経営若しくは運営に関係している事業を行う事業主でないこと。
 - (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する接待飲食等営業及び同条 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらの営業の全部又は一部を受託して営業を行う事業主でないこと。
 - (11) 市税の滞納その他の市に対する債務不履行がある等給付金の支給が適当でない認められる事業主でないこと。

3 給付費の支給額

給付費の額は、新たに雇用した対象者 1 人につき 30 万円とします。

4 事業の流れ



5 受給資格申請

本給付費の受給資格申請は、下記により受け付けます。

- (1) 申請受付 締切：令和3年11月30日（火）
- (2) 提出書類
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対応正社員緊急雇用対策給付費受給資格認定申請書（様式第1号）
 - ・ 認定申請内訳書（様式第2号）
 - ・ 就業規則の写し
- (3) 提出先

原則郵送での提出をお願いします。

- ・ 封筒の表面に「**正社員緊急雇用対策給付費受給資格申請**」と朱書きしてください。
- ・ 申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。

郵送料は申請者の負担となります。

【郵送先】

〒021-8501 一関市竹山町7-2 一関市役所内
新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班）宛

- (3) 申請書受領後、不備がなければ2週間程度で受給資格認定通知書、並びに支給申請に必要な書類のうち、市の様式を送付します。
- ※ コロナウイルス感染症の感染防止のため、書類の提出にあたり、市役所（支所）の窓口へ直接持参することをご遠慮願います。
- ※ 申請様式は、一関市工業労政課労政係ホームページからダウンロードできるほか、一関市役所 会議室棟 新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班）、市役所（各支所）産業建設課、ハローワーク一関、一関商工会議所（本所、各支所）で配布します。

6 支給申請

受給資格認定通知を受けた事業者が対象者を雇い入れた後、本給付費の支給を受けようとする場合は、下記により支給申請を行ってください。

- (1) 支給申請書提出期限：令和3年12月28日（火）
- (2) 提出書類
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対応正社員緊急雇用対策給付費支給申請書（様式第4号）
 - ・ 対象者に係る支給申請内訳書（様式第5号）
 - ・ 対象者に係る雇用契約書の写し
 - ・ 対象者名簿の写し
 - ・ 公共職業安定所長が交付する対象者に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
 - ・ 対象者ごとの内定取消、離職、倒産したことが確認できる書類の写し（内定取消通知書、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、廃業届等）
 - ・ 一関市税の納税証明書（税目「全ての市税」について、支給申請を行う日までに納期限が到来した市税について未納がないこと。）または減免通知書の写し

- ・ その他市長が必要と認める書類

(3) 提出先

原則郵送での提出をお願いします。

- ・ 宛先や提出方法については、前頁 「5 受給資格申請」の「(3) 提出先」と同様です。
- ・ 封筒の表面に「**正社員緊急雇用対策給付費支給申請**」と朱書きしてください。

問い合わせ先

一関市商工労働部 工業労政課

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

TEL 0191-21-8461